

豊かな自然と歴史のこころがつくる活力のあるまち

とえだ

広報

Soeda
Public
Relations



ちまきづくり
に挑戦!!

◎英彦山門前町同好会「ちまき作り体験会」

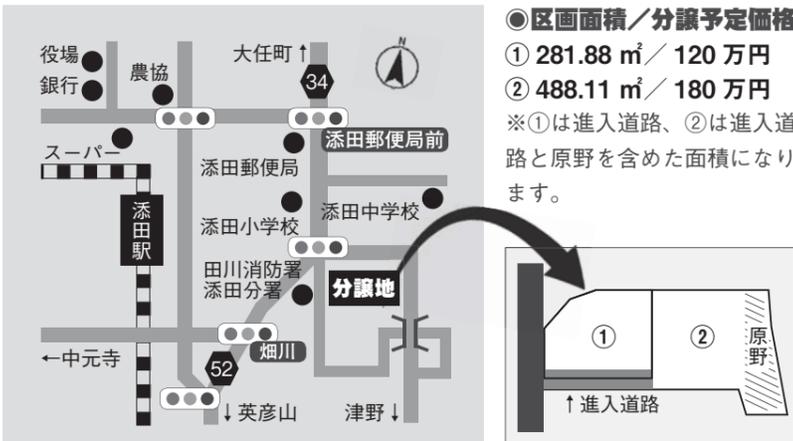
6月21日、英彦山スロープカー花駅内の食堂「花縁」で英彦山門前町同好会と英彦山こてんぐ塾の共催による、ちまき作りが行われ、町内外から約20人が参加しました。花縁の佐藤美恵子さん(英彦山)の指導のもと、おだんごを2種類のササの葉でくるみ、ショウ口の葉のひもで結びあげていく参加者の皆さん。10分ほど蒸すとおいしい昔ながらのちまきが完成しました。

JUL.2020

7

No.705

▲ 添田東地区定住促進用地／添田町大字添田680番地5付近



●区画面積／分譲予定価格
 ① 281.88 m² / 120万円
 ② 488.11 m² / 180万円
 ※①は進入道路、②は進入道路と原野を含めた面積になります。

- 応募資格
- ① 次の方すべてに該当する人が対象です。(複数区画の申し込みは不可)
 - ② 自ら居住する専用住宅(共同住宅を除く)を建築する人
 - ③ 契約から1年以内に住宅建築工事に着手できる人
 - ④ 世帯主の年齢が申請時点で45歳以下で、高校生以下の子どもがいる世帯
 - ⑤ 年間収入(世帯全員の総額)が300万円以上の人
 - ⑥ 本町の各定住関連支援事業などの支援を受けていない人
 - ⑦ 添田東行政区に加入している、または加入する予定の人
 - ⑧ 地域行事に積極的に参加できる人
 - ⑨ 町税等の滞納がない人
 - ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団の構成員若しくは暴力団員と密接な関係がない人

- 申込受付期間
- 7月1日(金)～8月7日(金) 8時30分～17時15分(土・日・祝日除く)
- 申込方法
 - ① 添田町定住促進住宅用地分譲申込書(様式第1号)
 - ② 住宅建築概要計画書(様式第2号)
 - ③ 誓約書(様式第3号)
 - ④ 本人と同居者全員の住民票(世帯全員の続柄と本籍が記載されたもので、マイナンバーの記載がないもの)
 - ⑤ 本人と同居する人全員の所得証明書
 - ⑥ 本人と同居する人全員の納税証明書もしくは滞納のない証明書



添田東地区定住促進用地／LIFE INFORMATION

- ▶用途地域／都市計画区域内(用途地域指定なし)
- ▶建ぺい率／70% ▶容積率／200%
- ▶設備／上水道(町営水道)、電気(九州電力)、ガス(LPガス個別方式)、テレビ(共同アンテナ受信)
- ▶校区／添田小学校(徒歩10分)、添田中学校(徒歩13分)
- 現地説明会を開催します
- ▶とき 7月19日(日) 14時～
- ▶集合場所 添田町役場

※予約制のため、事前の連絡をお願いします。
 申込者多数の場合は、時間調整を行う場合があります。

豊かな自然 明るい笑顔
そえだライフ
 添田東地区に2区画

豊かな自然と恵まれた住環境で子育てしたい。そんな家族のために、添田東地区に2区画整備定住促進住宅用地を分譲します

問まちづくり課総合企画係 (☎82-5965)

町は、働く世帯の定住を図り、地域の活性化を推進するための定住促進事業のひとつとして、添田地区(添田東行政区)に整備した住宅用地を分譲します。



JR日田彦山線

BRT [バス高速輸送システム]案を了承 復旧に向け沿線地域による地域振興策を要望

役場まちづくり課
 施策推進係 (☎82-1236)



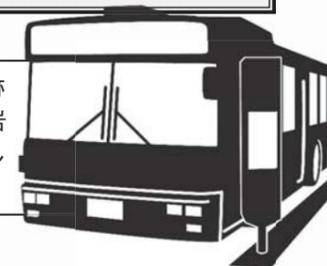
↑小川知事に要望書を渡す寺西町長(写真⑤)。九州の自立を考える会の藏内会長や栗原議長など県議会の皆さんに要望書を手渡しました(写真⑥)

九州北部豪雨で被災し、代行バスによる運行となっているJR日田彦山線の添田駅～夜明駅について、一部専用道を走行するBRT(バス高速輸送システム)による復旧で今後、JRと沿線自治体とで協議が進められることになりました。JR九州が2月に行った地元説明会では、停留所の増設やバスの現存位置をモニターに表示し、バスが近づく音声案内が流れるシステム、車内に段差のないバリアフリー車両の導入を提案。添田駅では、ホームで列車からバスに乗り換えられるように改修。ホームと駅舎の間に車が乗

り入れできるロータリーを整備し、駅舎に立ち寄りなくても利用可能な案が示されました。また、彦山駅もBRTと町バスが対面で乗り換えられるように整備。駅舎を観光拠点としてリニューアルするなど、継続的な運行と利便性の向上案などが提案されました。また、寺西町長と東峰村の澁谷博昭村長は、小川洋福岡県知事と福岡県議会の超党派の県議らで構成されている「九州の自立を考える会」(藏内勇夫会長)、栗原渉議長に地域振興の要望書を提出。県では、沿線地域の振興のための基金10億円を6月定例会で創設しました。

- 町が要望した地域振興策
- ▶道の駅飲遊舎ひこさん付近の渋滞緩和のための道路の建設
 - ▶一般道での停留所の増設とBRT専用道での彦山駅から筑前岩屋へ向う、深倉集落の入り口踏切付近での停留所新設
 - ▶彦山駅と添田駅のリニューアル。JR日田彦山線記念館の創設や駅前整備
 - ▶鉄道跡地を観光振興、地域活性化のためトロッコ列車やレールバイクなどで活用など

※BRT=Bus Rapid Transit(バス高速輸送システム)の略で日田彦山線では線路跡にバス専用道を整備し、バスが走る区間。JR九州はバス専用道を彦山駅～筑前岩屋駅の7.9kmと示していますが、福岡県は彦山駅～宝珠山駅の14.1kmを専用道として延伸するようJR九州に提案しています。





☎ 役場保健福祉環境課福祉・高齢者支援係 (☎82-1232)
福岡県介護保険広域連合 (☎092-643-7055) 福岡県介護保険広域連合田川・桂川支部 (☎49-1093)

軽減措置があります | 令和2年度 所得段階別介護保険料

所得段階	対象者	保険料年額	
1	生活保護受給者	28,973円 ^{※3}	
	世帯非課税 老齢福祉年金受給者		
	公的年金等収入額と合計所得金額等の合計額が80万円以下		
2	公的年金等収入額と合計所得金額等の合計額が80万円を超え120万円以下	48,287円 ^{※3}	
3	公的年金等収入額と合計所得金額等の合計額が120万円を超える	67,602円 ^{※3}	
4	本人非課税 公的年金等収入額と合計所得金額等の合計額が80万円以下	86,917円	
5		公的年金等収入額と合計所得金額等の合計額が80万円を超える	96,574円
6	世帯課税 本人課税 合計所得金額から特別控除額を引いた額が120万円未満	115,889円	
7		合計所得金額から特別控除額を引いた額が120万円以上200万円未満	130,375円
8		合計所得金額から特別控除額を引いた額が200万円以上300万円未満	154,518円
9		合計所得金額から特別控除額を引いた額が300万円以上320万円未満	159,347円
10		合計所得金額から特別控除額を引いた額が320万円以上340万円未満	164,176円
11		合計所得金額から特別控除額を引いた額が340万円以上360万円未満	169,005円
12		合計所得金額から特別控除額を引いた額が360万円以上380万円未満	173,833円
13		合計所得金額から特別控除額を引いた額が380万円以上400万円未満	178,662円
14		合計所得金額から特別控除額を引いた額が400万円以上420万円未満	183,491円
15		合計所得金額から特別控除額を引いた額が420万円以上440万円未満	188,319円
16		合計所得金額から特別控除額を引いた額が440万円以上460万円未満	193,148円
17		合計所得金額から特別控除額を引いた額が460万円以上480万円未満	197,977円
18		合計所得金額から特別控除額を引いた額が480万円以上500万円未満	202,805円
19		合計所得金額から特別控除額を引いた額が500万円以上520万円未満	207,634円
20		合計所得金額から特別控除額を引いた額が520万円以上540万円未満	212,463円
21		合計所得金額から特別控除額を引いた額が540万円以上560万円未満	217,292円
22		合計所得金額から特別控除額を引いた額が560万円以上580万円未満	222,120円
23		合計所得金額から特別控除額を引いた額が580万円以上600万円未満	226,949円
24		合計所得金額から特別控除額を引いた額が600万円以上800万円未満	231,778円
25	合計所得金額から特別控除額を引いた額が800万円以上	241,435円	

※1 「合計所得金額－特別控除額（※2）－年金所得額」です。0円以下の場合0円とみなします。
 ※2 長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額のことです。
 ※3 昨年10月に消費税率が引き上げられたことに伴い、低所得者の介護保険料が軽減されます。

65歳以上の皆さん 令和2年度の **介護保険料** が決定しました

町 県民税などをもとに、65歳以上の皆さんの令和2年度の介護保険料が決定しましたのでお知らせします。介護保険は、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、高齢者の介護を社会全体で支える社会保障制度です。40



歳になると被保険者として保険料を納め、介護や支援が必要になった場合は、役場保健福祉環境課福祉・高齢者支援係に要介護（要支援）の認定申請を行います。認定されれば利用した介護（予防）サービスの費用の1割または2・3割を負担することで、さまざまな介護保険サービスが利用できるようになります。

5ページで確認を | 決定通知書を7月に郵送します

保険料を年金天引きで納めている人は、今回決定した年間保険料額から4月・6月・8月に天引き（仮徴収）した保険料を差し引いた金額を10月・12月・来年2月に年金天引き（本徴収）で納めます。また、納付書や口座振替などで納めている人は、8月から来年3月まで納めます。
 なお、65歳になった人や、広域連合外の市町村から転入したなどの場合は、年金天引き

の開始が半年～1年後になりますので、それまでは納付書や口座振替などで納付してください。

災害や失業など（新型コロナウイルス感染症の影響を含む）やむを得ない理由で、保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがありますので、ご相談ください。



休日や夜間に支払い | コンビニで支払いができます

介護保険料は、コンビニエンスストア（コンビニ）でも納めることができます。
 ■取り扱いコンビニエンスストア ▶セブンイレブン ▶デイリーヤマザキ ▶ローソン ▶ファミリーマート ▶ミニストップなど
 ■次のような場合は利



用できません ▶納期限を過ぎたもの ▶コンビニ用バーコードが消されているもの、汚れたり、破れたりしているもの ▶金額を手書きで訂正したものなど
 ※コンビニエンスストアでの納付に対応するため、通知書と納付書はとじることができず、バラバラになりますので、失くさないようにしてください。

【介護保険負担限度額認定証の更新をお忘れなく】

介護保険施設を利用する際の食費と居住費の負担を軽減する負担限度額認定証の有効期限は、7月31日迄までです。引き続き必要な場合は、役場保健福祉環境課①窓口で更新申請をしてください。
 ▶対象者＝老齢福祉年金受給者、生活保護受給者、本人・配偶者・世帯全員が非課税の人で預貯金等の合計額が基準額以下の人

INFORMATION

新型コロナウイルス感染症の影響による措置

国民年金保険料の特例免除制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

【対象者】

次のいずれも満たした人が対象になります。
 ▷令和2年2月以降に、新型コロナウイルスの感染症の影響により収入が減少したこと
 ▷令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること

【対象期間】

▷令和2年2月分から6月分の保険料（7月以降分は改めて申請が必要となります）

【申請に必要なもの】

▷国民年金保険料免除・納付猶予申請書
 ▷所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））

※国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます。

【免除・猶予の種類】

それぞれの免除区分について、所得が次の計算式で計算した金額以下であることが必要です。

免除区分	計算式
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
3/4 免除	78万円+A+B
半額免除	118万円+A+B
1/4 免除	158万円+A+B

A = 扶養親族等控除額、B = 社会保険料控除額等

【申請の方法】

役場住民課保険年金係または直方年金事務所（☎ 0948-22-0891）へ提出してください。
 〇 役場住民課保険年金係（☎ 82-5966）

令和2年度の免除申請は7月から 国民年金には保険料を免除する制度があります

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合、申請をして認められると保険料の納付が免除もしくは猶予される制度があります。免除や納付猶予を受けず保険料の未納の状態が続くと、将来老齢基礎年金を受けられない場合や万一のときに障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。



免除の承認期間は7月から翌年6月までです。令和2年度分（令和2年7月～3年6月分）の免除申請の受け付けが7月から始まりましたので、必要な人は早めに申請をしてください（申請から承認まで1か月程度かかります）。なお、所得が未申告の人は、免除審査ができませんので、住民課税務・滞納対策係で申告してください。

また、学生納付特例制度の申請も4月から受け付けを行っていますので、必要な人は申請をしてください。学生の納付猶予期間は令和2年4月から令和3年3月までの1年間です。対象外の学校もありますので詳しくは問い合わせください。



【手続きに必要なもの】

▷年金手帳または納付案内書など基礎年金番号がわかるもの ▷印鑑 ▷退職（失業）を理由とするときは「雇用保険被保険者離職票」などの写し ▷学生納付特例制度を申請する場合は在学証明書または学生証

【保険料月額納付額】

▶全額免除＝納付なし ▶3/4 免除＝4,140円
 ▶半額免除＝8,270円 ▶1/4 免除＝12,410円
 ▶全額納付＝16,540円 ▶納付猶予＝納付なし
 ▶学生納付特例＝納付なし

※3/4免除・半額免除・1/4免除を受けた期間は、上記の保険料を納めなければ、未納と同じ扱いになりますので、注意してください。

〇 役場住民課保険年金係（☎ 82-5966）

忘れずに早めの手続きを

国民健康保険 限度額適用認定証 標準負担額減額認定証の更新を

現在お持ちの入院時の限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の有効期限は、7月31日迄までです。更新手続きは8月3日迄から行いますので、早めに保険年金係（④番窓口）で手続きをしてください。なお、認定証は申請した月の初日からの適用となります。

【手続きに必要なもの】

▷健康保険証 ▷印鑑 ▷世帯主および対象者のマイナンバーカード ▷窓口に来る人の運転免許証などの本人確認書類 ▷限度額適用認定証・標準負担額減額認定証（既に交付を受けている人のみ）▷90日を超えて入院している人はそれを証明する病院の領収書など

※限度額適用認定証とは、医療機関で受診する場合の1か月の自己負担限度額を証明するものです。この認定証を医療機関に提示することで、窓口での医療費の支払いが限度額までとなります。

※標準負担額減額認定証とは、入院時の食事代の減額が受けられる（住民税非課税世帯である）ことを証明するもので、認定証を医療機関に提示すると食事代が減額されます。

※限度額や標準負担額減額については、所得区分・年齢により異なりますので、詳しくは7月下旬に郵送する保険証に同封の「ひと目でわかる！国保のポイント」をご覧ください。

〇 役場住民課保険年金係（☎ 82-5966）

国民健康保険税の納付をお忘れなく

7月は国民健康保険税の納税通知書が送付されます。通常は4月から翌年3月（途中で75歳に到達する人は、到達月の前月までの期間）までの資格を有する期間について、保険税が賦課されます。納付期限は、7月から翌年2月までの各月末で、年間分を8期で納付することになっています。加入している人全員が65歳以上の世帯は、原則として世帯主の年金から天引き（特別徴収）されます。

納付期限までに税を完納していない場合は、限度額認定証の交付を受けることができません。また、新しい保険証も郵送されませんので、納期内納付にご協力をお願いします。保険税は指定の金融機関口座からの口座振替ができます。口座振替納税の場合、納付書で納める手間がかからず、納め忘れの防止にもなりますので、活用してください。

〇 役場住民課税務・滞納対策係（☎ 82-1234）

後期高齢者医療に加入している皆さん

保険証と限度額認定証が 8月に更新されます

▶被保険者証の自己負担割合の確認を

医療費の自己負担割合は、1割または3割です。前年中の所得をもとに8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。自己負担割合は原則1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の住民税課税所得が145万円以上の場合には、3割となります。ただし、住民税課税所得が145万円以上であっても、次の①または②に該当する場合は申請すると1割負担となります。

- ①同じ世帯の被保険者が2人以上の場合
同じ世帯の被保険者全員の収入合計額が520万円未満
- ②同じ世帯の被保険者が本人のみの場合（①か②に該当）
①本人の収入が383万円未満
②本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

▶限度額認定証の有効期限は7月31日まで

限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日迄です。限度額認定証をすでに持っている人で今年度も同様に認定証を発行できる条件の人には、8月1日迄からの新しい限度額認定証を7月下旬にお届けします。なお、新たな限度額認定証の交付は窓口での申請手続きが必要です。

【手続きに必要なもの】

▷印鑑 ▷被保険者証 ▷マイナンバーカード ▷顔写真付きの本人確認書類 ▷その他（非課税証明書や入院期間が確認できるものなどが必要な場合があります）

※住民税非課税世帯の方のうち、課税所得145万円未満（自己負担が1割）の方、課税所得690万円以上の方は限度額適用認定証などの交付はありません。

▶新しい被保険者証は「水色」です

現在の被保険者証（うす紫色）の有効期限は7月31日迄までです。8月1日迄からの被保険者証（水色）は7月下旬に郵送（簡易書留）します。有効期間は来年7月31日までの1年間です。8月1日迄以降は新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。7月31日迄までに新しい被保険者証が届かない場合は、役場住民課保険年金係に問い合わせください。

〇 役場住民課保険年金係（☎ 82-5966）



身近なまちの話題について情報をお寄せください。
広報紙に掲載された写真は差し上げますので、お気軽に問い合わせください。

まちの話題



↑佐藤さんの甥の黒明明さんと今回選ばれた高橋さんと柴田さん



夢に向かってはばたく学生を応援 返済の必要のない給付型奨学金

添田町出身の佐藤知也さんからの寄付金で創設の添田町佐藤知也給付型奨学金に、北九州市立大1年の高橋愛梨さんと西南女学院大1年の柴田優海奈さんが選ばれました。6月3日、役場で交付決定通知書を受けとった高橋さんは「教師になるため勉学に励む」、柴田さんは「恩返しできる人に成長する」と語っていました。また、田川8市町村統一制度の添田町奨学金奨学生に



↑代表して通知書を受け取った藤岡さん

6人が決定し、6月14日に田川市で決定通知書交付式が行われました。代表して福岡県立大1年の藤岡百々花さんに寺西町長から決定通知書が手渡されました。

全国市町村教育委員会連合会表彰

元教育委員の花邊雅子さん

元添田町教育委員の花邊雅子さん(新城)が、全国市町村教育委員会連合会表彰を授与されました。花邊さんは、小学校教諭として英彦山小学校や津野小学校の校長を歴任。その後、平成18年から令和元年まで13年以上に渡り、添田町教育委員として、地域の教育振興の発展に貢献したことが認められての表彰となりました。



↑全国市町村教育委員会連合会表彰の花邊さん

高齢者の健康と絆づくりを实践

添田東ふれあいサロンに感謝状

6月10日、添田東ふれあいサロン(高瀬知恵子代表)に寺西町長から感謝状が手渡されました。地域の高齢者の健康づくりと絆を深めようと平成19年に始まり、12年以上に渡って活動を続けてきたふれあいサロン。高齢者の孤立化防止や見守り・助け合いにも繋がっていることなどが認められ、今回感謝状が贈られました。



↑毎月、趣向を凝らした楽しい企画のふれあいサロン

みんなが触れる所だからきれいに

小中学校で除菌コーティング

町内の小中学校でボランティアによる除菌コーティング作業が行われました。6月18日、直方市の住宅塗装会社の株式会社COLORのスタッフや直方青年会議所のメンバーなど8人が、2人1組になって水道の蛇口やドアノブなどに除菌抗菌の効果期待される特殊なコーティング剤を塗布、から拭きをして仕上げていました。



↑長期間の除菌抗菌が期待される特殊な薬剤を使用

安心して、思いっきり遊んでね

子どもわくわくパーク内を洗浄

新型コロナウイルス感染症の影響により休園していた道の駅歓遊舎ひこさんの子どもわくわくパークで再開を前に中富正泰さん(野田)と藤川徹さん(一宮)が園内をきれいにしました。ともに小さな子どもを持つ父親のふたり。再開後、訪れた親子連れに安心して楽しんでもらおうと遊具や机、イスなどを洗浄しました。



↑ボランティアで園内をきれいに洗浄しました

差別のない明るいまちづくりにご協力をお願いします

7月は「同和問題啓発強調月間」です

添田町人権・同和教育推進協議会

教育委員会社会教育課人権同和推進係 (☎82-5800)

同

和問題とは、人間の自由と平等に関する問題で、憲法で保障されている基本的人権(職業選択の自由・教育の機会均等を保障される権利・居住及び移転の自由・結婚の自由など)が、「被差別部落(同和地区)」に生まれ育ったというだけの理由で、保障されていないという人権問題です。

わたしたちはそれぞれ異なる環境に生まれ、生活を営み、育ちます。生まれた環境は本人の意思ではどうしようもないことです。それにもかかわらず、基本的人権を侵害され、就職や結婚など日常生活で厳しい制限や差別を受けてきた人たちがいます。

差別はすべて人によってつくられたものです。それならば、きつと人によってなくすことができるはず。わたしには、「関係ない」「わからない」と放置するのではなく、わたしたち一人ひとりが、しっかりと向き合うことで、社会から差別をなくしていきましょう。

福岡県では昭和56年度から毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、県下一斉に各種の

啓発行事を行い、差別をなくす取り組みを展開しています。

また、平成28年には「部落差別解消法」が施行され、平成31年には福岡県で、令和元年9月には、本町においても「部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

同和問題をはじめとした様々な差別は自然に解消するものではありません。今、わたしたちに求められているのは、差別された事実を忘れて去るのではなく、差別を許さない、知識を持ち、差別を許さない、そして、なくすための取り組みを粘り強く続けていくことだと思っています。

皆さんも、ぜひ、この機会に改めて人権問題を考えてみませんか。

人権問題の解決に向け

町でも、さまざまな啓発活動を行い、同和問題をはじめとする人権問題の解決に向けて皆さんと一緒に取り組んでいます。

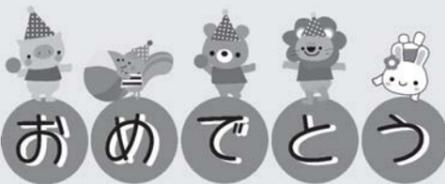
- 期間中の取り組み
- ▽ 職場啓発
- ▽ 啓発チラシの世帯配布
- ▽ 人権啓発のぼり旗の設置

新型コロナウイルス感染症に関連して — 不当な差別や偏見をなくしましょう —

新型コロナウイルス感染症に関連して、誤った情報に基づく不当な差別・偏見・いじめがあってはなりません。感染された方やその家族・関係者や医療従事者などに対する誹謗中傷や心無い書込みが、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)などで広がっています。関係省庁および県・市町村からの発信に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を入手するように努めてください。また、法務省の人権擁護機関では、不当な差別やいじめなどの様々な人権問題についての相談を受け付けています。

- みんなの人権110番 (☎0570-003-110)
平日 8時30分～17時15分
- 子どもの人権110番 (☎0120-007-110)
平日 8時30分～17時15分
- 外国語人権相談ダイヤル (☎0570-090911)
平日 9時から17時まで

7月生まれ
HAPPY
BIRTHDAY



うた 詠ちゃん
7月6日生 ②・旧三崎



ぜんしょう 木下 善照ちゃん
7月20日生 ②・真木



田中 いろはちゃん
7月19日生 ②・添田西



きあ 八城 姫空ちゃん
7月29日生 ①・峰地

3歳までのお子さんの写真を募集します

- ①お子さんの写真 ②お子さんの氏名 ③名前の読み方
 - ④誕生日 ⑤年齢 ⑥行政区 ⑦メッセージ (50文字以内)
 - ⑧保護者の連絡先をEメールで送信してください。
- 8月生まれの締め切りは、7月13日(日)です。

送信先
koudojyouhou@town.soeda.fukuoka.jp

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ
7月は「社会を明るくする運動」
強調月間・再発防止啓発月間です

社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動で、今年で70回目を迎えます。7月は社会を明るくする運動の強調月間です。今年「広がり、つながる未来の輪。Hand in hand」をテーマに全国で街頭啓発やポスター、新聞、テレビなどによる広報活動が行われます。添田町保護司会(伊川典文会長)では、毎年7月に街頭パレードを行っていましたが今年度から中止し、学校などでの啓発活動を行う予定です。また、昨年度をもって「更生保護援助金」は中止することになりました。これまで長年にわたりご協力いただきありがとうございました。



「新しい生活様式」の実践例

感染症予防策をこれまで以上に取り入れた生活様式で、国の専門家会議が提言した具体的な実践例が示されています。



◎この夏要注意！熱中症予防行動5つのポイント

- ①暑さを避けましょう**
感染予防のため、窓を開放するなど換気をしながらエアコンを使用しましょう。暑い日や時間帯は無理をせず、涼しい服装で過ごしましょう。梅雨明けなど急に暑くなった日は特に注意が必要です。
- ②適宜マスクをはずしましょう**
マスク着用時は激しい運動や作業を避けましょう。また屋外で人と十分な距離(2メートル以上)を確保できるときは、なるべくマスクをはずして過ごしましょう。気温・湿度の高い中でのマスクの着用は要注意です。
- ③こまめに水分補給**
のどが渇く前にこまめに水分補給をしましょう。1日あたり1.2リットルを目安にし、大量に汗をかいたときは、塩分もとりましょう。
- ④日頃から健康管理をしましょう**
体温測定、健康チェックをし、体調が悪い時は無理せず自宅などの涼しい場所で静養しましょう。
- ⑤暑さに備えた体づくりを**
暑くなり始める時期から無理のない範囲で適度な運動をしましょう。水分補給を忘れずに「やや暑い環境」で、「ややきつい」と感じる運動を毎日30分程度行いましょう。

「新しい生活様式」における熱中症予防ポイント
新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため「新しい生活様式」が求められています。この夏は、十分な感染症対策を行いながら、熱中症予防にもこれまで以上に心がけましょう。

「新しい生活様式」における熱中症予防ポイント



顔はおっとり系ですが…わが家のガオガオ怪獣です！☆(∩_∩)これからも元気いっぱいですと書いてね♡(*´3`*)♡

3兄弟の末っ子の姫空ちゃん これからもお兄ちゃん、お姉ちゃんと仲良く元気に育てね。

銀鼠色の雲の果てかも 独活山強実
客の存在注意され気付く 櫻木マサ子
生まれ出しその時すでに決まりしことか
死に出の旅のその日その刻 仲摩 直子
黄昏れて家事煩いの心配か
百才越えよと励ます吾の文 まごはるか

黒鯛や漁師の指の太さかな 濱田イサオ
闇の中光飛び交う螢かな 寺本 紀子
送迎バス逆さ景色の田園走行 村岡 清香
ほたる飛びせせらぎの音いやされる 岩田 京子
久女碑や木漏れ日に透く丸輪草 伊勢村 稔
花冷えやざくりざくりと髪を切る 島津余史衣
清明や木の香すがしき渡り初め 伊井寸美子
かすみ立ち紛れて友の遠出かな 斎藤智寿子
柔らかき雨にほぐるる紫木蓮 天野ユキ海
湯豆腐や下戸断り下の座に 立花 克明

今年また赤き八重咲椿花
ホトリと落ちて道をふさげる 五十嵐田鶴
岩石山の岩に添ひつつ昇る月 平井 朝子
その美しきスーパームーンに 福富 廣枝
気が付けば若芽が光り数本の 挿木は小さき命をつなぐ
連休もコロナの故に娘も孫も 訪れくれず春の去りゆく 荒巻ミサ子
青天に私を守り十三年の 愛車をあらふ心も春に 木村 寛子

「俳句 投稿」
「短歌 投稿」
「川柳 投稿」
日々平穩それが何より宝物 原田祥二郎
ウォーキングお金掛からぬ健康法 原田 順子





教育のひろば



授業時数確保のため 学期と夏休みを変更します

6月頃から学校が再開し約1か月が経ちました。子どもたちも、生活のリズムを取り戻してきたところではないでしょうか。今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う臨時休業措置により、不足する授業時数を確保するために、学期と夏休みを下記のとおり変更します。児童生徒そして保護者の皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- 1学期終業式
▷変更前 7月20日(月) ▷変更後 8月7日(金)
- 夏休み
▷変更前 = 7月21日(火)~8月24日(月)
▷変更後 = 8月8日(土)~8月16日(日)
- 2学期始業式
▷変更前 8月25日(火) ▷変更後 8月17日(日)

☎ 教育委員会学校教育課
(☎ 82-5963)

公民館講座受講生による ドラム教室発表会

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、延期されていた公民館講座受講生によるドラム教室の発表会を開催します。昨年1年間講座で学んできた子どもから大人まで約30人が参加します。ぜひ、皆さんの応援をよろしくお願いいたします。

- とき 8月9日(日) 13時開演 / 12時30分開場
 - ところ オークホール
 - 入場料 無料
- ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクを着用してのご来場をお願いします。
☎ オークホール (☎ 82-2559)



ふくおか健康ポイントアプリ スマホのアプリで楽しく健康づくり

福岡県が配信する「ふくおか健康アプリ」で楽しく健康づくりしませんか。歩数カウントや体重、血圧、健(検)診の受診などを記録することでポイントが貯まり、協力店でのサービスや抽選で素敵な賞品が当たるなどお得な特典が受けられます。



☎ 県保健医療介護部健康増進課 (☎ 092-643-3269)

特産品開発を応援するため、衛生的で安全な商品生産を行うことが可能な大型共同作業場内の加工室の利用者を募集します。町内在住で、町の特産品を開発したい人や食品加工などに興味のある人は、ぜひ、問い合わせください。
※食品衛生責任者講習会受講済(または受講予定)であることなどの要件があります。
※備え付けの備品の使用は可能ですが、施設使用経費や光熱水費などの実費負担があります。
※詳しくは問い合わせください。
☎ 役場地域産業推進課有害鳥獣係 (☎ 82-1237)

盲ろう者通訳・介助員養成研修会

盲ろう者(視覚と聴覚や音声言語機能障害を重複して持つ障がい者)のコミュニケーションと移動支援のための通訳介助員を養成する研修会を開催します。

- ▼とき 8月2日(日)、8日(土)、9月6日(日)、20日(日)、27日(日)、10月4日(日)、18日(日)、24日(土)
- ▼ところ 福岡県総合福祉センター クロバードプラザ(春日市)
- ▼対象者 ①7回以上受講可能で受講修了後、通訳介助員として福岡県盲ろう者通訳・介

障がい者ITサポート養成講習会

移動の困難な在宅等の障がい者の皆さんに、パソコンなどの情報機器の利用を支援するITサポート養成講習会です。

- ▼とき 8月27日(日)、9月1日(木)
- ▼受講料 無料
- ☎ (公財)福岡県身体障害者福祉協会 (☎ 092-584-6067)

大型共同作業所の加工室を利用してみませんか

添田町産の農産物などを利用した加工室を募集します。

- ▼日時 10日(日)、15日(火)、24日(日) いずれも10時30分~15時30分
- ▼ところ 福岡県総合福祉センター クロバードプラザ(春日市)
- ▼対象者 ①自宅にパソコンがあり、現在使用中の人 ②養成講習修了後、パソコンボランティアとして登録後、活動可能な人
- ▼内容 身体障がい者にパソコン操作などのサポートをするため、各種身体障がい者へ対応できるようにパソコンの知識を学びます
- ▼受講料 無料
- ☎ (公財)福岡県身体障害者福祉協会 (☎ 092-584-6067)



試験・募集

自衛官採用試験

- 自衛官候補生・任期制隊員コース / 一般曹候補生・一般隊員コース
- ▼試験日 9月19日(土)
- ▼試験会場 飯塚開発センター(飯塚市)
- ▼申込期限 9月10日(日)
- 航空学生・パイロット養成コース
- ▼試験日 9月22日(火)
- ▼試験会場 陸上自衛隊小倉駐屯地(北九州市)
- ▼申込期限 9月10日(日)

予備自衛官補・非常勤自衛官コース

- ▼試験日 男子 10月3日(土) / 女子 10月4日(日)
- ▼試験会場 陸上自衛隊小倉駐屯地(北九州市)
- ※受験資格など詳しくは問い合わせください。
- 【自衛隊就職説明会】
- ▼とき 7月の毎週(土) 8時30分~17時30分、(日) 10時~15時(参加無料、予約不要、入退場自由)
- ▼ところ 自衛隊福岡地方協力本部飯塚地域事務所(飯塚市)
- ☎ 自衛隊福岡地方協力本部飯塚地域事務所 (☎ 0948-22-4847)

福岡県職員採用試験

就職氷河期世代を対象

- ▼試験日 8月23日(日)
- ▼試験地 西南学院大学、福岡工業大学または吉塚合同庁舎(いずれも福岡市)
- ▼受付期間 7月6日(日)~17日(金)(当日消印有効) / インターネットでの申し込みは7月6日(日)~14日(火)
- ▼受験資格 ①~③の要件をすべて満たす人 ①昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人 ②令和元年7月1日から令和2年6月30日までの間に正規雇用労働者として雇用されていない人

- ③平成27年7月1日から令和2年6月30日までの間に正規雇用労働者としての雇用期間が通算1年以下の人
- 民間企業等職務経歴者
- ▼試験日 8月23日(日)
- ▼試験地 福岡工業大学(福岡市)
- ▼受付期間 7月13日(日)~22日(金)(当日消印有効) / インターネットでの申し込みは7月13日(日)~20日(日)
- ▼受験資格 昭和36年4月2日以降に生まれた人で、令和2年6月末現在、民間企業等での職務経歴が5年以上ある人
- ※詳しくは問い合わせください。
- ☎ 福岡県人事委員会事務局任用課 (☎ 092-643-3956)

町営住宅空き家入居者募集(随時募集)

- ▼募集団地 添田町営住宅夢の里団地、千代町団地
- ▼申し込み開始 7月13日(日)
- ▼申し込み方法 役場住環境整備課で申し込み
- ※空き家が無くなり次第終了します。
- ☎ 役場住環境整備課住宅管理係 (☎ 82-1235)

有害鳥獣の捕獲駆除のために 狩猟免許を取得しませんか

田畑を荒らす有害鳥獣を捕獲駆除するためには狩猟免許の取得と狩猟者登録が必要です。自分たちの田畑や地域を守るため狩猟免許を取得しませんか。



- ### 【狩猟免許試験】
- とき・ところ ▷1回目 = 7月30日(日) 9時 / 立岩交流センター(飯塚市) ▷2回目 = 8月23日(日) 9時 / 飯塚総合庁舎(飯塚市)
 - 試験の種類 ▷網猟免許 ▷わな猟免許 ▷第1種銃猟免許 ▷第2種銃猟免許
 - 申込期限 ▷1回目 = 7月15日(日) ▷2回目 = 8月6日(日)

- ### 【狩猟免許試験事前講習会】
- とき 7月26日(日) 9時~
 - ところ 東谷興農会館(北九州市小倉南区)
 - 受講料 3,500円、例題集1,650円
 - 申込期限 7月15日(日)
 - ☎ 役場地域産業推進課有害鳥獣係 (☎ 82-1237)

野生鳥獣侵入防止用 「のり網」をあっせんします

イノシシやシカの被害防止対策として「使用済みのり網」の申し込み受け付けを行います。数に限りがありますので、早めに申し込みをしてください。

- あっせん枚数 400枚(18m×1.8m/枚)
- ※金属製の網ではありません。
- 価格 3,600円/10枚
- 受付開始日 7月10日(金)
- 受け渡し日 8月1日(土)以降を予定
- ※申込者には連絡します。
- 受け渡し場所 役場南側来客用駐車場横倉庫前
- ☎ 役場地域産業推進課有害鳥獣係 (☎ 82-1237)



人の動き

5月末日現在()は前月比

- 人口 9,481人 (-26人) ●出生 4人
- 男性 4,482人 (-11人) ●死亡 15人
- 女性 4,999人 (-15人) ●転入 7人
- 世帯数 4,665世帯 (-9世帯) ●転出 22人

相談

- 心配ごと相談 (そえだジョイ/10時~15時)
7月7日(木)、7月21日(木)
- 補聴器相談 (役場ロビー/15時~)
7月10日(金)
- こころの健康相談 (田川保健福祉事務所/予約制)
7月14日(木) (10時~)
- 田川保健福祉事務所健康増進課 (☎42-9307)
- 女性の健康相談・不妊相談 (福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所/要予約)
7月1日(木)、8月5日(木) (13時30分~16時30分)
- 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所健康増進課健康増進係 (☎0948-29-0277)

納期限のお知らせ

- 7月31日(金)が納期限です
 - ▷固定資産税(2期)
 - ▷国民健康保険税(1期)
 - ▷後期高齢者医療保険料(1期)
- ※口座振替は7月27日(木)です。
- 役場住民課税務・滞納対策係 (☎82-1234)

警察署からのお知らせ

- 海の溺水事故防止キャンペーン
 - ▷とき 7月23日(木)14時~
 - ▷ところ 道の駅歓遊舎ひこさんと野田河川敷
 - ▷内容 署員による水難事故防止の啓発活動やゴミの持ち帰りの呼びかけなど
- 薬物乱用防止月間推進中
6月1日~7月31日は薬物乱用防止広報月間です。近年若年層の大麻事案が増加しています。
【薬物乱用を防止するために】
▷薬物乱用の危険性は身近にあり、自分に関係ないと思わないこと
▷誘われても「ダメ。ゼッタイ。」と断る勇気を持つこと
▷誘われても一人で悩まず友人や家族に何でも相談すること

5月の事故発生状況 ()内は昨年同月比		
種類	発生件数	今年の累計
物件事故	10(-9)	61
人身事故	0(-2)	7
死亡者	0(±0)	0
負傷者	0(-3)	9

●田川警察署 (☎42-0110)



あなたの40分が誰かの一生になります やさしさが 献血にご協力を 笑顔をつくる

- とき 8月17日(日) 10時~12時30分
13時30分~16時
- ところ 添田町役場
- 対象者 体重が50キログラム以上の人で、
男性17歳~69歳 女性18歳~69歳
※65歳以上の人は、60~64歳に献血経験がある人。
- 役場保健福祉環境課健康対策係 (☎88-8111)

子宮頸がんおよび乳がんの検診受診促進と早期発見、早期治療のため、対象者に無料クーポン券を発送しています。期限内に受診をお願いします。

- 添田町社会福祉協議会へ
- ▼香典返し ▼回数山鹿十(上津野) ▼回数高瀬信子(添田東)
- ▼回数野村和子(添田東) ▼回数山本マキエ(添田東) ▼回数白瀧タケ(伊原)
- (令和2年6月12日現在)

正に情報などを入手しようとする「かたり調査」が発生します。国勢調査では国の任命を受けた調査員が「調査員証」を携帯し、調査にあたります。不審な訪問や電話には注意してください。役場まちづくり課総合企画係 (☎82-5965)

- 有効期限 令和3年3月31日
- ▼対象者 ▼子宮頸がん検診Ⅱ
平成11年4月2日~平成12年4月1日生まれの女性 ▼乳がん検診Ⅱ
昭和54年4月2日~昭和55年4月1日生まれの女性
- 役場保健福祉環境課健康対策係 (☎88-8111)

非常用持ち出しバッグの準備、できていますか？
食料・飲料などの備蓄は最低3日×家族分必要です
もしものときに備えて、家族構成に合わせた準備をしましょう。ここでは基本の持ち出し品に加え、子どもや高齢者がいる家庭、女性の備えを紹介します。

- 家に備えておく備蓄品
 - 食料や水(最低3日分、できれば1週間分)×家族分 □生活用品(ティッシュ、トイレトーパー、ラップ、ゴミ袋など)
 - 入れ歯 □入れ歯用洗浄剤 □持病の薬 □お薬手帳のコピー □やわらかい食事(レトルトタイプのものなど)
- 女性の備え
 - 生理用品 □サニタリーショーツ □中身の見えないゴミ袋 □防犯ブザー/ホイッスル
- 新型コロナウイルス感染症対策に関する備え
 - 手指消毒用アルコール □マスク □ビニール手袋 □体温計 □石けん □上履きなど

●役場防災管理課防災安全係(☎82-4002)/保健福祉環境課健康対策係(☎88-8111)

●新型コロナウイルス感染症の影響により、広報そえだの掲載内容が変更となる場合があります。ご理解とご協力をよろしくお願いします。



一緒に添田町のまちづくりについて語りませんか 第6回 ソエダみらい会議(仮称)を開催します

ソエダみらい会議(仮称)は、町内外の添田町ファンの皆さんと、添田町の「みらい」について話し合う会議です。参加資格はありません。参加者が100人集まるまで(仮称)です。会議の内容が実現可能な事業となった場合は「第6次総合計画」に反映し、一緒に事業を行

います。添田町ファンの皆さんの参加をお待ちしています。

- とき 7月21日(日) 18時30分~
- ところ オークホール
- 役場まちづくり課総合企画係 (☎82-5965)

お知らせ

事業継続支援金の申請期限は7月31日(金)まで
町独自の支援事業である小規模事業者等事業継続支援金の申請期限は7月31日(金)です。前年度と比較した収入の増減は関係なく、確定申告または住民税申告で事業収入があれば農林業者も対象です。

特別定額給付金の申請期限は8月17日(月)まで
特別定額給付金(1人10万円)の受給は申請が必要です。まだ申請していない人は早めの申請をお願いします。また、入院や入所などにより、住民票上の住所に住んでいないため、申請書が手元に届いていない人は連絡をお願いします。

10月1日 国勢調査を実施します
国勢調査は統計法に基づいて行われる全国一斉の統計調査です。調査結果は、社会福祉政策や防災対策、生活環境の整備などに国や町の各種施策に利用されます。9月中旬から下旬をめどに調査票を配布しますので、ご協力をお願いします。

10月1日 国勢調査を実施します
国勢調査は統計法に基づいて行われる全国一斉の統計調査です。調査結果は、社会福祉政策や防災対策、生活環境の整備などに国や町の各種施策に利用されます。9月中旬から下旬をめどに調査票を配布しますので、ご協力をお願いします。



↑感染防止対策をした救急隊員の出勤時の服装

●救急隊の感染防止対策
新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言は解除となりましたが、福岡県内では6月23日現在でいまだに感染者が発生している状況です。田川地区消防本部では、安定した救急体制を維持するために、原則として、新型コロナウイルス感染症の終息宣言がなされるまでの間、救急要請時には、上の写真のような感染防止対策を施し出勤していますので、住民の皆様には次のことについてご理解とご協力をお願いします。
▶救急隊員らが感染防止対策を実施しているからといって、すべて新型コロナウイルスに感染しているわけではありません。
▶傷病者やその家族を誹謗中傷したり、正確でない情報の発信、現場活動の写真や動画撮影、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)などに投稿することはやめましょう。
●田川地区消防本部警防課 (☎44-6225)

発行冊数8,000冊 添田町民限定 町内で使用可能

新型コロナウイルス感染症対応緊急支援対策

添田町 がんばろう 地域応援 商品券

プレミアム率

1万円で1万3千円分

7.10 FRI 金 予約受付開始 30%

使用期間 令和2年8月1日(土)～令和3年1月31日(日)

予約販売

●**予約期間** 7月10日(金)～21日(火) (締切日午後5時必着)

●**申込方法** 申込書に必要事項を記載の上、免許証や保険証などの本人確認書類を添付し、郵送またはファクス(82-3084)で申し込み

※予約期間終了後に引換券を発送します

●**購入限度** 1人あたり3冊まで(代理購入不可、窓口との重複購入不可)

※予定数量(8,000冊)を超えた場合は抽選

●**引換期間** 8月1日(土)～8月7日(金) (期限内に引き換えを行わない場合は予約無効)

●**引換場所** 8月1日(土)・2日(日)

▶▶▶オークホールロビー 午前10時～午後3時

8月3日(月)～7日(金)

▶▶▶添田町商工会 午前9時～午後4時

窓口販売

※予約販売で完売した場合は、窓口販売はありませんので、ご了承ください

●**販売期間** 8月11日(火)～完売まで 午前10時～午後3時(土日祝は除く)

●**販売場所** 添田町商工会

●**購入限度** 1人あたり2冊まで(代理購入不可、予約販売との重複購入不可)

☎ 添田町商工会 (☎ 82-0244)



◇発行/添田町 ◇編集/総務課
〒824-0691 福岡県田川郡添田町大字添田 21-51 番地
☎ 0947-82-1231 FAX0947-82-2869
ホームページ http://www.town.sodeda.fukuoka.jp

広報そえだ 町長室

梅雨まつただ中です。7月5日は九州北部豪雨災害から3年がたちます。今年の7月5日は様相が違います。新型コロナウイルス感染症が未だ収まらない中でのこの日です。▼JR

R日田彦山線の復旧も、住民の皆さんの利便性、早期復旧のためBRT(高速バス輸送システム)での運行が進むことになりました。今回の新型コロナウイルス感染症においても、観光客を含む添田町来訪者が大きく減少しています。新型コロナウイルス感染症に対応しながら、早く人を呼び込み、地域の活性化を図らなければならないと思っています。▼人を呼び込む中でも、非常に難しい対応を迫られています。三密にしっかりと対応する事と、コロナ禍とデマ・中傷・偏見・差別です。▼新型コロナウイルス発生初期のことです。岡山県のある町でスーパーの店主がデマの被害によって1週間で売り上げが4割も減ってしまったとのことです。フィリピンから帰国した町民の一人の感染が発表された翌日、お客さんから「ご主人、感染したと聞いたよ、大丈夫?」。笑って直ぐに否定したにもかかわらず、噂が広がったとのこと。最初は軽い気持ちだったのかも知れません。▼また、感染者が多い地域からの移動車で温泉施設の駐車場に停めていた車4台が傷つけられ、3台が県外ナンバーだったということ。▼冷静に考えれば、こんなことはと気づくはずですが、新型コロナウイルスの治療法が確立されていない中、心に不安や恐怖をもたらしているからでしょう。新型コロナウイルスを差別し、感染者が謝らざるを得ない状況、異常なことです。▼識者がこんな事を書いていました。なるほどと思いました。「中傷や差別、偏見を中長期的に根絶するには、地域レベルの文化活動が重要だろう。公民館、美術館、演劇や音楽や集会のホール、図書館、学校や大学などは人間や社会を考える豊かな感性を養って住民一人ひとりを育てる場所だからだ。地域の文化活動を一日も早く再開したい」と言っています。▼添田町もしっかり予防対策を考え、新しい地域の文化活動を一日も早く再開させたいと思います。その過程で何かとご不便・ご不満をおかけするかと思いますが、コロナに負けるな! 皆さん共に頑張りましょう。

◇印刷/九五印刷株式会社
※広報そえだは再生紙を使用しています